

令和２年度 第２回

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和３年２月８日（月）午後２時００分～
役場２Ｆ ミーティング室

１ 開 会

２ 町長あいさつ

３ 会長あいさつ

４ 議事録署名委員指名

５ 議 事

１） 令和２年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について

・・・ P 3

２） 令和３年度岩美町国民健康保険事業概要について

・・・ P 4～5

３） 令和３年度岩美町国民健康保険特別会計予算（案）

・・・ P 6

４） 令和３年度岩美町国民健康保険税（案）について

・・・ P 7～11

５） 令和３年度岩美町国民健康保険事業計画（案）について

・・・ P 12～26

６） 岩美町国民健康保険保健事業計画の進捗状況及び中間評価について

・・・ P 27～29

７） その他

７ 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：平成31年1月1日～令和3年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	河 上 圭 子	
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	橋 本 町 子	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	
公 益 代 表	上 村 榮	
	山 本 淳	会長
	西 浦 晶 義	
	谷 口 健 治	
計	1 2 名	

令和2年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込

R3.1.26

(単位:円)

歳 入			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	215,536,000	227,358,829	11,822,829
一般被保険者国民健康保険税	215,206,000	226,917,453	11,711,453
1 医療給付費分現年課税	138,000,000	141,529,602	3,529,602
2 後期高齢者支援金分現年課税	48,572,000	55,246,742	6,674,742
3 介護納付金分現年課税	16,244,000	18,137,956	1,893,956
4 医療給付費分滞納繰越	7,660,000	7,456,886	▲ 203,114
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,780,000	2,755,203	▲ 24,797
6 介護納付金分滞納繰越	1,950,000	1,791,064	▲ 158,936
退職被保険者等国民健康保険税	330,000	441,376	111,376
1 医療給付費分現年課税	0	0	0
2 後期高齢者支援金分現年課税	0	0	0
3 介護納付金分現年課税	0	0	0
4 医療給付費分滞納繰越	240,000	324,467	84,467
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	20,000	15,880	▲ 4,120
6 介護納付金分滞納繰越	70,000	101,029	31,029
2 使用料及び手数料	102,000	69,900	▲ 32,100
3 国庫支出金	5,419,000	4,077,000	▲ 1,342,000
4 県支出金	1,129,499,000	1,181,093,000	51,594,000
保険給付費交付金	1,129,498,000	1,181,093,000	51,595,000
1 普通交付金	1,088,665,000	1,141,146,000	52,481,000
2 特別調整交付金	40,843,000	39,947,000	▲ 896,000
財政安定化基金交付金	1,000	0	▲ 1,000
5 財産収入	121,000	89,000	▲ 32,000
6 寄附金	1,000	0	▲ 1,000
7 繰入金	141,718,000	138,247,000	▲ 3,471,000
1 一般会計繰入金	103,817,000	102,346,000	▲ 1,471,000
2 基金繰入金	37,901,000	35,901,000	▲ 2,000,000
8 繰越金	1,000	0	▲ 1,000
9 諸収入	108,000	141,381	33,381
計	1,492,505,000	1,551,076,110	58,571,110

(単位:円)

歳 出			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 総務費	11,597,000	11,528,000	▲ 69,000
1 総務管理費	10,490,000	10,490,000	0
2 徴税費	910,000	841,000	▲ 69,000
3 運営協議会費	197,000	197,000	0
2 保険給付費	1,093,871,000	1,146,342,000	52,471,000
療養諸費	931,806,000	966,024,000	34,218,000
1 一般被保険者療養給付費	924,000,000	958,992,000	34,992,000
2 退職被保険者等療養給付費	1,200,000	426,000	▲ 774,000
3 一般被保険者療養費	3,840,000	3,840,000	0
4 退職被保険者等療養費	120,000	120,000	0
5 審査支払手数料	2,646,000	2,646,000	0
高額療養費	156,829,000	175,102,000	18,273,000
1 一般被保険者高額療養費	156,000,000	174,673,000	18,673,000
2 退職被保険者等高額療養費	600,000	200,000	▲ 400,000
3 高額介護合算療養費	229,000	229,000	0
移送費	20,000	0	▲ 20,000
出産育児諸費	2,522,000	2,522,000	0
葬祭諸費	840,000	840,000	0
傷病手当金	1,854,000	1,854,000	0
3 国保事業費納付金	346,142,000	346,142,000	0
4 その他事業費等拠出金	1,000	500	▲ 500
5 財政安定化基金拠出金	1,000	0	▲ 1,000
6 保健事業費	33,380,000	32,584,000	▲ 796,000
1 特定健診事業費	13,633,000	13,633,000	0
2 保健事業費	8,591,000	7,795,000	▲ 796,000
3 健康管理費	11,156,000	11,156,000	0
7 積立金	121,000	89,000	▲ 32,000
8 諸支出金	5,392,000	5,392,000	0
1 償還金等	1,642,000	1,642,000	0
2 繰出金	3,750,000	3,750,000	0
9 予備費	2,000,000	0	▲ 2,000,000
計	1,492,505,000	1,542,077,500	49,572,500

歳入決算見込 — 歳出決算見込

$$1,551,076,110円 - 1,542,077,500円 = 8,998,610円$$

岩美町国民健康保険事業概要について

【令和3年度制度改正について（主な変更点）】

○国民健康保険税軽減判定所得の見直し（令和3年度から）

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して影響や不利益が生じないように軽減判定基準の見直しが行われました。

7割軽減：基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）

5割軽減：基準額＝基礎控除額43万円＋28.5万円×被保者数
＋10万円×（給与所得者等の数-1）

2割軽減：基準額＝基礎控除額43万円＋52万円×被保者数
＋10万円×（給与所得者等の数-1）

【国保事業納付金について】

1 国保事業納付金について

(1) 令和3年度納付金の算定結果

	令和3年度納付金	令和2年度納付金	
鳥取県	13,770,594,887 円	15,210,328,833 円	△1,439,733,946 円 9.5%減
岩美町	315,749,857 円	346,056,435 円	△30,306,578 円 8.8%減

※医療分・後期分・介護分の合計

(2) 県納付金総額の減額理由（県医療・保険課分析による）

- ・県全体の医療費の減少、前期高齢者交付金の増額及び過年度決算余剰金を充てたことにより県全体では9.5%の減額

(3) 岩美町分の納付金減額理由

- ・過去3年間平均による医療費指数の増
令和2年度算定時：1.0560
令和3年度算定時：1.0828 2.5%増 ※全国平均の医療費との対比
- ・医療費指数は高くなっているが、県全体の納付金額の減額により岩美町分も減額

2 令和3年度国保税（案）について

(1) 方針

医療費指数は高くなっているが、県全体の納付金減額の影響により岩美町の納付金も減額となっている。令和2年度の医療費については、件数の減少は見られるが、費用額は増加しており、受診控えによる全国的な医療費の減少とは異なる傾向となっている。このため、全国平均との差が大きくなり、今後医療費指数が更に高くなることが予想される。一方、コロナ禍による被保険者の所得の減少も見込まれるため、保険税額は2%程度の減額とし、積立基金より12,000千円取り崩しを行うこととしたい。

(2) 算定方式

4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）にて算定

※県内市町村が3方式に移行中であり、岩美町も令和5年度までに移行を考えた。

(3) 保険税（1人当たり）の推移（予算時）（単位：円）

	令和3年度(案)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医療分	58,033	59,301	56,436	56,099
後期高齢支援分	19,234	19,600	20,950	21,218
介護納付金分	22,593	22,774	19,721	19,604
計	99,860	101,675	97,107	96,921
前年対比	1.8%減			

令和3年度岩美町国民健康保険特別会計予算(案)

R3.1.26

(単位:千円)

歳 入			
科 目	令和2年度 当初予算額 A	令和3年度 当初予算額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	234,750	225,393	▲ 9,357
一般被保険者国民健康保険税	234,420	225,123	▲ 9,297
1 医療給付費分現年課税	153,682	147,123	▲ 6,559
2 後期高齢者支援金分現年課税	50,794	48,762	▲ 2,032
3 介護納付金分現年課税	17,554	16,268	▲ 1,286
4 医療給付費分滞納繰越	7,660	8,180	520
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,780	2,770	▲ 10
6 介護納付金分滞納繰越	1,950	2,020	70
退職被保険者等国民健康保険税	330	270	▲ 60
1 医療給付費分現年課税	0	0	0
2 後期高齢者支援金分現年課税	0	0	0
3 介護納付金分現年課税	0	0	0
4 医療給付費分滞納繰越	240	200	▲ 40
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	20	20	0
6 介護納付金分滞納繰越	70	50	▲ 20
2 使用料及び手数料	102	94	▲ 8
3 国庫支出金	0	0	0
4 県支出金	1,122,989	1,155,277	32,288
保険給付費交付金	1,122,988	1,155,276	32,288
1 普通交付金	1,088,536	1,123,516	34,980
2 特別調整交付金	34,452	31,760	▲ 2,692
財政安定化基金交付金	1	1	0
6 財産収入	121	142	21
7 寄附金	1	1	0
8 繰入金	130,688	111,487	▲ 19,201
1 一般会計繰入金	103,687	97,486	▲ 6,201
2 基金繰入金	27,001	14,001	▲ 13,000
9 繰越金	1	0	▲ 1
10 諸収入	108	108	0
計	1,488,760	1,492,502	3,742

(単位:千円)

歳 出			
科 目	令和2年度 当初予算額 A	令和3年度 当初予算額 B	比 較 B-A
1 総務費	10,673	10,180	▲ 493
1 総務管理費	9,566	9,073	▲ 493
2 徴税費	910	910	0
3 運営協議会費	197	197	0
2 保険給付費	1,091,898	1,126,878	34,980
療養諸費	931,806	954,966	23,160
1 一般被保険者療養給付費	924,000	948,000	24,000
2 退職被保険者等療養給付費	1,200	360	▲ 840
3 一般被保険者療養費	3,840	3,840	0
4 退職被保険者等療養費	120	120	0
5 審査支払手数料	2,646	2,646	0
高額療養費	156,710	168,530	11,820
1 一般被保険者高額療養費	156,000	168,000	12,000
2 退職被保険者等高額療養費	600	120	▲ 480
3 高額介護合算療養費	110	410	300
移送費	20	20	0
出産育児諸費	2,522	2,522	0
葬祭諸費	840	840	0
傷病手当金	0	0	0
3 国保事業費納付金	346,142	315,752	▲ 30,390
4 その他事業費等拠出金	2	2	0
5 保健事業費	33,432	32,356	▲ 1,076
1 特定健診事業費	13,685	12,563	▲ 1,122
2 保健事業費	8,591	8,584	▲ 7
3 健康管理費	11,156	11,209	53
6 積立金	121	142	21
7 公債費	0	0	0
8 諸支出金	4,492	5,192	700
1 償還金等	742	1,442	700
2 繰出金	3,750	3,750	0
9 予備費	2,000	2,000	0
計	1,488,760	1,492,502	3,742

◇令和3年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

基金1200万円(基盤安定400万円調整)

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
医療分	2,697	2,757	2,790	2,810	2,918	2,964
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,697	2,757	2,820	2,917	3,072	3,208
介護納付金分	766	820	866	910	1,047	1,129

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
医療分		2,737	2,771	2,806	2,884	2,933
後期高齢支援分 (一般+退職)		2,737	2,787	2,871	3,008	3,141
介護納付金分		802	831	936	994	1,080

◎保険税(1人平均)の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
医療分	58,033	59,301	56,436	56,099	56,841	56,707
後期高齢支援分	19,234	19,600	20,950	21,218	19,658	18,478
小 計	77,267	78,901	77,386	77,317	76,499	75,185
介護納付金分	22,593	22,774	19,721	19,604	25,814	26,512
合 計	99,860	101,675	97,107	96,921	102,313	101,697

[算定時ベース]

(単位：円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
一般被保険者分		54,292	52,167	52,347	52,037	52,045
後期高齢支援分		21,298	21,198	21,558	20,077	19,219
小 計		75,590	73,365	73,905	72,114	71,264
介護納付金分		23,286	20,552	19,060	27,191	26,835
合 計		98,876	93,917	92,965	99,305	98,099

◇令和3年度 岩美町国民健康保険特別会計予算◇

1-1 令和3年度 医療給付費分予算 (0歳～74歳)

◎ 歳出予算

1,399,360千円

保 険 給 付 費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,126,878千円	222,610千円	32,356千円	17,516千円
療養給付費 948,360千円	一般被保険者分 222,610千円	特定健診 12,563千円	総務費 10,180千円
療養費 3,960千円	退職被保険者分 千円	保健衛生費 8,584千円	積立金 142千円
高額療養費 168,120千円		健康増進 11,209千円	公債費 千円
審査支払手数料 2,646千円		保健事業計 32,356千円	諸支出金(一般) 1,444千円
高額介護 410千円			病院繰出金 3,750千円
移送費 20千円			予備費 2,000千円
出産一時金 2,522千円			その他支出計 17,516千円
葬祭費 840千円			
傷病手当金 0千円			
保険給付費計 1,126,878千円			

◎ 歳入予算

1,399,360千円

保 険 税	県支出金	他会計繰入金 (一般会計繰入金)	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 147,123千円 (調定額156,514千円)	1,155,277千円	69,374千円	14,001千円	345千円
滞納分 13,240千円				
滞納分内訳	普通交付金 1,123,516千円	保健事業等 6,995千円	保険税軽減 12,000千円	他科目及び手数料 94千円
一般8,180千円	特別交付金 31,761千円	基盤安定負担金 43,339千円	償還金 1千円	財産収入 142千円
後期2,770千円	県支出計 1,155,277千円	財政安定化支援金 19,040千円	予備費 2,000千円	寄付金 1千円
介護2,020千円		他会計繰入金計 69,374千円	基金繰入金計 14,001千円	繰越金 0千円
				諸収入 108千円
				その他収入計 345千円

1-2 令和3年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年 度	令和3年度		令和2年度	
区 分	本算定 (3/31) 時	当初予算	本算定 (3/31) 時	当初予算
被保険者数 ①	人	2,697	人	2,757
一人当り保険税額 ②	円	58,033	円	59,301
調 定 見 込 額 ①×②=③	千円	156,514	千円	163,491
徴収率(予定) ④	%	94.0	%	94.0
予 算 額 ③×④=⑤	千円	147,123	千円	153,682

	R3当初予算	差額	R2当初予算
後期高齢者支援税額	19,234円	△ 366円	19,600円
1人当り税額(一般+後期)	77,267円	△ 1,634円	78,901円

◎ 1人当たり保険税額(当初予算)

令和2年度

59,301円

令和3年度

58,033円

△1,268円

II - 1 令和3年度 後期高齢者支援金分予算 (0歳～74歳)

◎ 後期高齢者分歳出予算 (見込)

71,598 千円 (国保事業費納付金)

一般被保険者分 : 71,598千円

退職被保険者分 : 千円

◎ 後期高齢者分歳入予算 (見込)

71,598 千円

保 険 税	保険基盤安定後期支援相当分
現年度分 48,762千円 (調定額 51,874 千円)	22,836千円

II - 2 令和3年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料 (0歳～74歳)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	本算定 (3/31) 時	当初予算時	本算定 (3/31) 時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
		2,697	2,737	2,757
1人当り保険税額 ②	円	円	円	円
		19,234	21,298	19,600
調定見込額 ① × ② = ③	千円	千円	千円	千円
		51,874	58,292	54,036
徴収率 (予定) ④	%	%	%	%
		94.0	94.0	94.0
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	千円	千円	千円	千円
		48,762	54,794	50,794

◎ 1人当たり保険税額 (当初予算時)

令和2年度

19,600円

令和3年度

19,234円

△366円

Ⅲ－１ 令和3年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎ 介護納付金分歳出予算（見込） 21,544 千円（国保事業費納付金）

◎ 介護納付金分歳入予算（見込） 21,544 千円

保 険 税	保険基盤安定介護相当額
現年度分 16,268千円	5,276千円
(調定額 17,306 千円)	

Ⅲ－２ 令和3年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区 分	令和3年度		令和2年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数	人	人	人	人
①		766	802	820
1人当り保険税額	円	円	円	円
②		22,593	23,286	22,774
調定見込額	千円	千円	千円	千円
① × ② = ③		17,306	18,675	18,674
徴収率（予定）	%	%	%	%
④		94.0	94.0	94.0
予 算 額	千円	千円	千円	千円
③ × ④ = ⑤		16,268	17,554	17,554

◎ 1人当たり保険税額（当初予算時）

令和2年度

22,774円

令和3年度

22,593円

△181円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
H9	14,000,000	1,073,672		267,669,853
10	1,200,000	1,147,259	△ 4,000,000	274,017,112
11	300,000	870,778	△ 25,000,000	242,187,890
12	4,100,000	614,715	△ 47,400,000	199,502,605
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 37,901,000	198,654,805
3	8,998,610	142,000	△ 14,001,000	193,794,415

令和 3 年度

岩美町国民健康保険事業計画（案）

岩美町

はじめに

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療受診機会の確保および健康の保持・増進に大きく貢献してきました。

しかしながら、公的医療保険の中で国民健康保険は、加入者の年齢層が高く医療費水準が高い、所得水準が低いなど、保険者の運営努力だけでは解決できない“構造的な問題”を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加などによりその運営は全国的に年々厳しさを増しています。

本計画は、このような状況を踏まえながら、岩美町国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和3年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

第 1 章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

1 国民健康保険事業運営の状況

(1) 被保険者・世帯数

本町における国民健康保険の加入状況（令和 2 年 9 月末現在）は、1,690 世帯、2,709 人で、町の人口（11,317 人）の 23.9%を占めていますが、被保険者数は年々減少しています。また、保険税の軽減対象世帯数の割合も増加傾向にあります。

		H28	H29	H30	R1	R2
世帯数（世帯）		1,840	1,766	1,743	1,698	1,690
被 保 険 者 数 （ 人 ）	0 歳～39 歳	609	561	503	444	411
	40 歳～59 歳	566	500	479	445	457
	60 歳～74 歳	1,931	1,889	1,882	1,859	1,841
	合計	3,106	2,950	2,864	2,748	2,709
軽減世帯数（世帯）		1,238	1,206	1,187	1,168	1,155
全世帯に対する割合(%)		67.3	68.3	68.1	68.8	68.3

【国民健康保険実態調査・基盤安定事業計画より】

(2) 国民健康保険税の収納状況

本町における、国民健康保険税の収納状況は以下のとおりです。世帯数・被保険者数の減少に伴い、現年分の調定額・収納額も減少傾向にあります。

		調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）
H28	現年分	260,541,200	240,985,322	92.49
	滞納分	94,844,163	19,073,888	20.11
H29	現年分	243,566,400	228,962,048	94.00
	滞納分	91,797,653	14,622,054	15.93
H30	現年分	237,026,400	225,103,635	94.97
	滞納分	82,204,837	15,040,244	18.30
R1	現年分	225,692,300	215,455,715	95.46
	滞納分	74,781,558	13,919,144	18.61
R2 (見込)	現年分	226,813,100	214,914,300	94.75
	滞納分	65,125,582	12,444,529	19.11

【税務課資料】

(3) 医療給付費

歳出における医療費については、以下のとおりとなっています。保険給付費総額は医療の高度化等に伴い増加傾向にあり、1人当たりの保険給付費も年々増加しています。これらの現状に対し、レセプト点検や保健事業の実施等により歳出の抑制を図っていますが、依然運営は厳しい状況にあります。

	H29	H30	R1	R1→R2 伸び率
1人当たり診療費 (円)	357,437 (307,379)	361,825 (319,821)	373,111 (324,710)	103.12% (101.53%)
一般被保険者	355,946 (307,137)	362,929 (320,378)	374,131 (324,662)	103.09% (101.34%)
退職被保険者	401,977 (317,193)	282,842 (271,588)	116,429 (345,730)	41.16% (127.30%)
1件当たりの日数 (日)	2.09 (1.98)	2.06 (1.96)	2.02 (1.96)	97.97% (99.82%)
一般被保険者	2.09 (1.99)	2.07 (1.96)	2.02 (1.96)	97.95% (99.75%)
退職被保険者	2.03 (1.87)	1.86 (1.83)	1.34 (1.88)	71.80% (102.67%)
1日当たりの診療費 (円)	17,115 (14,391)	17,092 (14,943)	17,846 (15,241)	104.41% (102.00%)
一般被保険者	17,037 (13,383)	17,114 (14,956)	17,863 (15,243)	104.37% (101.91%)
退職被保険者	19,500 (14,724)	15,268 (13,672)	10,084 (14,729)	66.05% (107.74%)

() 内は鳥取県平均値

【国民健康保険事業年報より】

令和元年度は平成30年度に比べ3%程度の伸びとなりました。29年からの伸び率と比べても2ポイントの伸びとなっており、また県平均と比べても岩美町は医療費が高くなっていることが分かります。医療の高度化により医療費増加傾向は続くことが予想されますが、国民健康保険事業の健全な運営のためには、より一層医療費の抑制に努めなければなりません。

(4) 国民健康保険事業特別会計の決算状況

(円)

【歳入】	H29	H30	R1	R2(見込)
国民健康保険税	243,584,102	240,143,879	229,374,859	227,358,829
使用料及び手数料	74,500	109,200	90,700	69,900
国庫支出金	369,529,565	0	962,000	4,077,000
県支出金	67,592,188	1,079,051,761	1,075,334,820	1,181,093,000
療養給付費交付金	49,874,000	0	0	0
前期高齢者交付金	490,634,015	0	0	0
共同事業交付金	327,758,631	0	0	0
財産収入	65,072	38,721	73,192	89,000
寄附金	0	0	0	0
繰入金	121,137,814	121,745,885	137,041,874	138,247,000
繰越金	59,875,093	0	0	0
諸収入	1,238,059	500,354	1,067,327	141,381
合計	1,731,363,039	1,441,589,800	1,443,944,772	1,551,076,110
【歳出】				
総務費	12,844,178	11,979,824	12,917,793	11,528,000
保険給付費	1,046,628,940	1,051,574,755	1,039,328,945	1,146,342,000
後期高齢者支援金等	165,427,445	0	0	0
前期高齢者納付金等	602,800	0	0	0
老人保健拠出金	3,686	0	0	0
介護納付金	62,849,527	0	0	0
国民健康保険事業費納付金	0	297,171,538	332,144,307	346,142,000
共同事業拠出金	316,277,816	203	320	500
保健事業費	25,111,238	24,661,119	25,997,240	32,584,000
積立金	65,072	38,721	73,192	89,000
公債費	0	0	0	0
諸支出金	22,534,323	30,006,116	1,762,800	5,392,000
予備費	0	0	0	0
合計	1,652,345,025	1,415,432,276	1,412,224,597	1,542,077,500
収支差額	79,018,014	26,157,524	31,720,175	8,998,610
基金保有額(年度末)	155,487,542	214,717,277	204,746,993	198,654,805

2 国民健康保険事業運営の課題

国保事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向となっており、事業運営の要である国保税の税収が伸びていません。逆に、被保険者数が減少していますが、1人あたりの医療費は増加傾向にあることから、保険給付費は増加しています。医療費の状況は下表のとおりとなっており、循環器系疾患などの生活習慣病関連の疾患が多くを占めていることが医療費増加の主な要因として考えられます。さらに、被保険者の高齢化が進んでいることは、医療費の増加に影響を与えている要因の一つと考えられます。

保健事業の拡充等により更なる歳出抑制を行わなければ、本町国保事業の安定的な運営が難しい状況となっています。

	入院		外来	
男性	医療費 (円)	割合	医療費 (円)	割合
糖尿病	5,854,880	1.8%	38,468,560	13.4%
高血圧症	145,250	0.1%	17,022,180	5.9%
脂質異常症	0	0.0%	7,490,680	2.6%
高尿酸血症	0	0.0%	1,028,400	0.4%
脂肪肝	0	0.0%	98,240	0.0%
動脈硬化	135,930	0.1%	772,070	0.3%
脳出血	5,902,460	1.8%	388,060	0.1%
脳梗塞	5,686,190	1.7%	2,472,810	0.9%
狭心症	8,497,040	2.6%	2,169,430	0.7%
心筋梗塞	3,082,050	0.9%	46,070	0.0%
がん	75,565,650	23.2%	38,901,300	13.6%
筋・骨格	23,610,440	7.2%	13,336,750	4.7%
精神	32,487,570	10.0%	10,658,620	3.7%
その他	165,050,680	50.6%	153,926,850	53.7%
計	326,018,140	100.0%	286,780,020	100.0%
女性				
糖尿病	657,740	0.3%	22,149,880	8.2%
高血圧症	386,760	0.2%	16,036,200	5.9%
脂質異常症	145,250	0.1%	10,154,410	3.6%
高尿酸血症	0	0.0%	0	0.0%
脂肪肝	0	0.0%	219,130	0.1%
動脈硬化	0	0.0%	459,830	0.2%
脳出血	9,311,570	4.7%	24,230	0.0%
脳梗塞	5,724,130	2.9%	681,920	0.3%
狭心症	0	0.0%	1,277,450	0.5%
心筋梗塞	0	0.0%	0	0.0%
がん	27,281,790	13.8%	38,370,140	14.2%
筋・骨格	15,567,320	7.9%	29,091,010	10.8%
精神	28,597,320	14.5%	10,676,130	4.0%
その他	109,938,330	55.6%	141,035,860	52.2%
計	197,610,210	100.0%	270,176,190	100.0%

【国保データベース(R1)より】

第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

1 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上への取組

(1) 国民健康保険税の改定状況

平成30年度から、都道府県が共同保険者となり、特に財政面で支援することになりました。

これに伴い、町は県に対して納付金を納める形になり、公費等を除いた部分を保険税として賦課することになります。保険税の賦課については引き続き市町村が担うこととなりますが、急激な上昇を防ぐため、財政調整基金を活用しながら緩やかに引き上げるなどの手段を、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

医療	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H28	6.8	31.7	22,200	16,370	52,045	540,000
H29	6.7	30.8	21,750	15,980	52,037	540,000
H30	6.7	30.0	22,290	16,030	52,347	580,000
R1	6.5	29.1	21,960	16,170	52,167	610,000
R2	6.8	28.5	22,960	16,700	54,292	630,000
後期	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H28	2.5	11.5	8,190	6,210	19,219	190,000
H29	2.6	11.5	8,400	6,270	20,077	190,000
H30	2.8	13.1	9,230	6,720	21,558	190,000
R1	2.7	12.1	8,860	6,550	21,198	190,000
R2	2.7	11.3	8,980	6,540	21,298	190,000
介護	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H28	3.5	20.0	11,230	5,780	26,835	160,000
H29	3.6	22.9	11,380	6,540	27,190	160,000
H30	2.7	18.0	8,100	4,920	19,060	160,000
R1	2.9	16.3	8,310	4,670	20,552	160,000
R2	2.8	18.9	9,490	5,310	23,286	170,000

(2) 国民健康保険税の収納率

収納率の向上や滞納額の縮減は、国保事業の運営、税負担の公平性確保の観点からも極めて重要です。このため、以下の取り組みを実施し、収納率の向上を図ります。

① 目標値を定めます。 (%)

	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績見込)	R3 (目標)
現年分	94.97	95.46	94.75	95.00
滞納分	18.30	18.61	19.11	20.00

② 国民健康保険事業の運営は、一定の公費負担と国民健康保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源の適正な徴収に努めます。

③ 口座振替納付の推進を図ります。 (%)

	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績見込)	R3 (目標)
口座振替世帯数割合	46.77	47.60	47.80	48.00

④ 滞納対策として、保険税の納付状況を確認したうえで短期被保険者証や被保険者資格証明書を発行し、保険証の交付時には納税相談を行うなど、接触機会の確保に努めます。

		H30	R1	R2
滞納世帯数（世帯）		195	176	135
短期被保険者証発行世帯数（世帯）		115	90	80
被保険者資格証明書発行世帯数（世帯）		0	0	0
不納欠損	件数（件）	92	160	—
	金額（円）	3,361,700	5,876,517	—

⑤ 電話催告、文書催告書及び差押予告書等の発送により、納税を促します。再三にわたる催告に応じない場合は、給与・預貯金等の財産を調査し差押を実施します。

2 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、保健事業の具体的な取り組みの検討資料としても活用できるなど、医療費適正化対策としても有効と考えていることから、今後も継続して取り組んでいきます。

（主な項目）・被保険者資格点検 ・請求内容点検 ・交通事故等第三者行為対象点検

	H30	R1	R2
レセプト点検効果額（円）	161,870	308,826	720,036

(2) 第三者行為損害賠償求償

第三者から受けた傷害の治療費は、健康保険で受診せず原則として加害者が負担することになっています。一時的に国民健康保険を利用して医療を受けた際は届出が必要となりますので、その周知と適切な受療を促します。

- ① 町広報誌やホームページでの周知により、事故にあった際の届出の徹底を図ります。
- ② レセプト点検や療養費給付申請受付時に、給付発生原因を把握し、必要があれば訪問や電話にて届出を促します。医療機関や保険会社等との連携を図り、情報収集に努めます。

	H30	R1	R2
件数（件）	1	1	1
金額（円）	58,624	628,268	133,091

(3) 被保険者資格管理の適正化

社会保険等に参加した後も、国民健康保険で受診する事例が見受けられます。本来であれば他の保険者が支払うべき保険給付費を本町が支払うこととなることから、資格喪失後の受診ができるだけ少なくなるよう、資格取得の際や広報誌等で周知を図り、医療費適正化につなげていきます。

(4) 医療費通知

岩美町においては、被保険者に医療費削減への意識を高めていただくことを目的として医療費の通知を行っております。また平成30年1月診療分からは、支払金額も併せて通知することになりました。医療費負担の仕組みや健康管理について理解を深めていただくためにも、継続して行っています。

(通知内容) ・医療費総額 ・受診年月 ・受診者名 ・医療機関等名称
・入院通院の別 ・入院通院等の日数 ・支払金額

(通知回数) 年4回(1～3月、4～7月、8～10月、11～12月診療分)

	H30	R1	R2 (見込)
件数 (件)	9,268	9,068	8,900

(5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）は、新薬と同様の効果が得られるものとして普及してきており、薬品の価格を大幅に抑えることができます。医療費の軽減は、被保険者にとっても、保険者である本町にとっても効果が大きいことから、積極的な利用促進の取り組みを行います。

	H30	R1	R2 (見込)	R3 (目標)
後発医薬品 (件数) 利用率 (%)	63.9	65.8	67.5	69.0
後発医薬品 (薬剤料額) 利用率 (%)	46.9	48.9	49.5	51.0

- ① 被保険者証の交付の際、ジェネリック医薬品利用啓発のカード入力を配布します。
- ② 服用中に先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬にかかる自己負担額がどの程度軽減されるかを記載した「差額通知」を、鳥取県国民健康保険団体連合会へ作成委託し、被保険者に通知することにより医療費削減を図ります。

また、実際に切り替えたかどうか等の分析を行います。

- ③ 広報誌やホームページでの周知を行います。

(6) 重複多受診者等の状況及び対策

レセプト確認により重複多受診及び重複服薬者の抽出を行い、面談を行うことで必要な以上の医療や薬剤が提供されていないか確認を行い、医療費削減を図ります。

	H30	R1	R2 (見込)
抽出件数 (件)	58	45	56
面談件数 (件)	3	2	0

3 健康づくりへの取り組み

被保険者の病気重症化の未然防止や医療費の低減化を図るため、岩美町国民健康保険保健事業計画（平成29年3月策定）、および岩美町特定健康診査実施計画（第3期）等、町が定める各種計画に基づき、以下のとおり実施します。

【保健事業費】	H30	R1	R2（見込）	R3（予算額）
特定健康診査・保健指導	9,003,439	8,416,270	13,633,000	12,563,000
人間ドック・ガン撲滅事業	4,544,692	6,472,480	7,795,000	8,584,000
健康教育・相談、保健センター管理等	11,112,988	11,108,490	11,156,000	11,209,000
合 計	24,661,119	25,997,240	32,584,000	32,432,000

（1）特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導の目的は、高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善につながる指導を行うものです。

この生活習慣病関連の疾患（脳卒中、高血圧、糖尿病という）は、国民医療費全体の3分の1を占めています。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、この生活習慣病の早期発見と予防を行い、医療費の削減につなげていきます。

	H29	H30	R1	R2 （見込）	R3 目標	R5 目標
特定健康診査受診率(%)	41.2 (32.2)	46.8 (33.4)	43.6 (34.2)	38.0	56.0	60.0
うち前年も受診(%)	64.1	66.2	79.0	—	—	—
特定保健指導実施率(%)	81.0 (32.0)	34.9 (28.5)	17.9 (29.8)	52.0	54.0	60.0

（）内は鳥取県数値

（岩美町国民健康保険事業計画・第3期岩美町特定健康診査等実施計画より）

- ① 被保険者のうち 40 歳以上を対象者として、特定健康診査を無料で実施します。その際、対象者全員に受診券を配布し、特定健診の必要性を周知します。町広報誌やホームページ等を活用して、広報にも努めます。
- ② 医療機関へ受診している方については、医療機関から特定健康診査受診項目のデータ提出について協力をお願いします。
- ③ 各地区において集団健診を実施します。鳥取県検診受診勧奨センターと連携し、前年までの受診状況によって対象者をリストアップして電話や勧奨資材等で個別に受診を促します。
- ④ 特定健康診査の検査結果を受診者に提供します。必要と判断される者に対しては、特定保健指導を実施します。医療機関への受診も勧めます。
- ⑤ 特定健康診査の結果やレセプト等様々なデータについては、鳥取県国民健康保険団体連合会や協会けんぽ鳥取支部とも協働して分析や検証を行い、保健事業の実効性を高めます。

(2) 人間ドック検診

人間ドック検診は、健康で生き活きと生活してもらうため、生活習慣病等の早期発見、早期治療、重症化予防を図ることを目的として実施します。

- ① 35～70 歳の町民を対象として実施します。（国民健康保険以外も含む。隔年受診：定員 250 名、経年受診：定員 30 名）
- ② 受診の結果、必要と判断される者に対しては、生活習慣の改善指導や適切な医療の受診を指導します。

(3) がん検診

がんの早期発見・治療を目的として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎ウィルス検査を 40 歳以上（子宮がんは 20 歳以上）の町民を対象として無料で実施します。（国民健康保険以外含む）

(4) 胃がん・大腸がん撲滅事業

胃がん・大腸がん撲滅事業は、町が実施するがん検診の結果、精密検査が必要と判断された方に健康診断の受診を勧めるもので、がんの早期発見治療を目的に行います。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

近年、腎症の患者数・医療費が全国的に増加していることから、特に糖尿病から腎症に移行しないよう、重症化を未然に防ぐ対策を行います。レセプトデータから対象者を抽出し、医師の指導を仰ぎながら保健指導を実施し、透析治療への移行者の数を減らしていきたいと思えます。

(6) その他保健事業

岩美町においては、総合保健施設である「岩美すこやかセンター」内に、岩美町国民健康保険岩美病院と、役場健康長寿課・福祉課があり、相互連携を図りながら健康教育や健康相談等の事業を行っています。引き続き町民のための健康増進活動を実施します。

4 その他の取り組み

(1) 国保事業共同化の取り組み（県・他市町村との連携）

平成 30 年度以降の国民健康保険新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は地域の身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等は引き続き担うこととされています。事務の分担や共同化について、県や他市町村と協議を重ねながら実施しています。

令和 2 年度中に第 2 期鳥取県国民健康保険運営方針を策定することとしており、市町村の意見を踏まえながら策定が進められています。

(2) 国保連との取り組み

鳥取県国民健康保険団体連合会は、診療報酬等の支払事務や保健事業の委託、事業内容の相談、システムの運用等、国保保険者の事業のとりまとめを行なっています。近年、保健事業に関するデータ分析に力を入れており、令和 2 年度には「健康・医療データ分析センター」を設置しました。本町も連携を密にしながら事業執行にあたります。

(3) 協会けんぽとの取り組み

国民健康保険と協会けんぽの双方が抱える健康課題の解決のため、住民向けの健康診査の案内の作成・配布や新聞折り込みを利用した周知など、連携協働して事業を実施します。

岩美町保健事業実施計画（データヘルス計画）【抜粋】

Ⅲ 課題解決のために実施する事業

1 保健事業の目標設定

本計画においては、「Ⅱ 現状分析と課題」において抽出された健康課題の中から、優先する健康課題を選定し、その改善に向けた具体的な目標を次のとおり定めます。

＜優先する健康課題＞ 生活習慣病（循環器）の重症化を予防する

＜具体的な目標と評価指標＞

優先順位	目標	評価指標			実現のための計画	実績（見込）			実施状況
		現状と目標							
①	特定健康診査	要精密検査受診率			・特定健康診査の結果は、必ず訪問して説明してから渡す。 ・有所見者で精密検査の結果が返ってこない方については、3ヶ月を目途に電話で受診の確認をする。 ・健康講座の案内を送る。				・有所見者には、紹介状を発行し、受診勧奨を実施。健診結果説明会を開催し、健診結果の説明、保健・栄養指導を実施。対象者には、糖尿病予防のパンフレットを送付した。
	H27	R1	R4	H30		R1	R2		
	29.4%	40.0%	50.0%	48.1%		47.7%	35.0%		
②	特定健康診査受診率の向上	特定健康診査受診率			・地区健診終了地区の特定健康診査3年間未受診者を抽出し、電話勧奨。（特に、特定健診と医療機関での受診の無い方を積極的に勧奨。）ハガキ、再交付受診券の発送 ・主治医からの受診勧奨 ・健診データ情報提供の広報を積極的に行う。 ・ケーブルテレビ番組の作成 ・休日健診を秋に設定し、健診を受けやすい環境をつくる。				R2：過去の受診データとレセプトから対象者に沿った内容の勧奨ハガキを送付。主治医からの受診勧奨を、国保連を通じて県医師会に依頼。 R3：引き続き過去の受診データ等から対象者に沿った内容の勧奨ハガキを送付。主治医からの受診勧奨も依頼。 ・岩美病院・藤田医院・奥田クリニックの町内3医療機関で特定健診の受け入れを積極的に進めていただいている。
	H27	R1	R4	H30		R1	R2		
	40.3%	50.0%	60.0%	46.8%		43.6%	38.0%		
③	タバコは、心筋梗塞・がん・循環器系疾患のリスクを高めるため、公共施設等の敷地内禁煙の施設を増やす	敷地内禁煙施設数			・施設内禁煙から敷地内禁煙への移行。（全施設数 33 ※1） ・児童、保護者及び教員への健康教育。 ・トップセールスによる禁煙宣言 ・協会けんぽと共同して町内事業所に健康づくり応援施設の登録を呼びかける。 ・町内の禁煙エリアの設定。				・H31.4.1より施設の敷地内禁煙を実施。
	H28	R1	R4	H30		R1	R2		
	2	17	33	6		6	33		
④	メタボリックシンドロームの解消のため運動の定着化を図る	1回30分以上の運動習慣無しの人			・リズムエクササイズ、ヨガ教室（有料）などアフターファイブの運動教室 ・CATVでビデオ上映（エクササイズ） ・ウォーキングサークルや運動サークルへの活動費助成を検討する。				・自宅で気軽に運動を習慣付けてもらうために、「いわみんエクササイズ」DVDをH29に作成。CATVで毎日放映、希望者へはデータ提供中。
	H27	H31	H34	H30		R1	R2		
	40～64歳	40～64歳	40～64歳	40～64歳		40～64歳	40～64歳		
	79.6%	75.0%	70.0%	83.1%		84.1%	77.5%		
	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	
	60.9%	55.0%	50.0%		66.3%	66.4%	60.3%		

国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価まとめ

1 参照するデータ

平成 30 年度及び令和元年度の健診結果・質問票等のデータを中心に検証

2 検証項目

医療費の状況、特定健康診査等の受診率、健康状況の把握（有所見者率、問診票の状況）から、計画の実施状況、効果等を確認

3 検証結果

- (1) 生活習慣病の医療費の割合の減少、健診結果の有所見の数値の改善など一定の事業の効果ととれる結果となったが、全体医療費の減少にまではつながっていない。
- (2) 重点項目としている健診受診率や運動習慣などは伸び悩んでいる。特定保健指導の実施率等は数値にばらつきがあるため。法定報告以外の指標を検討してもよいと思われる。
- (3) 非肥満型高血糖はメタボリックシンドローム該当者とならないので精密検査の勧奨等で改善を図る必要がある。
- (4) 質問票の結果から、運動習慣が無い、間食や甘いものの摂取が多い、睡眠不足など、糖尿病につながりうる生活習慣が見受けられた。運動指導や食生活の指導などによりによる予防が重要。
- (5) 腎不全の既往が増加傾向であり、県全体からしても岩美町の透析者率は高く、医療費が多くかかる傾向がある。腎不全を防ぎ、透析へ移行する人を少なくする対策が必要。

4 見直し内容

(1) 重点項目について

- ・項目は基本的に維持するが、目標を達成した敷地内禁煙施設に関しては一旦はずし、透析移行対策の項目を新設する。
- ・受診率等指標としている数値が伸び悩んでいることから、いまいちど実施方法や内容の検討が必要。
- ・設定している重点項目に対して、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカムの 4 つの評価指標を設けることが適当とされており、事業検証や効果測定システムのシステム化、見える化につながるためこれらの指標を設ける。

(2) 計画期間について

- ・国は平成 30 年度からの令和 5 年度までを第 2 期データヘルス計画の計画期間としているが、岩美町では平成 29 年度に策定したため令和 4 年度までの計画となっている。国の計画とずれがあるため国の交付金である保険者努力制度の評価指

標の設定等ともずれが生じるなど不具合が生じる場合がある。中間評価後 3 年の期間を設け、期間のずれによる不具合を取り除くため、計画期間を 1 年延長して令和 5 年度までとしたい。